

川崎市立宮内中学校 P T A会則

第1章 名 称

第1条 本会は、川崎市立宮内中学校P T A（保護者と教職員の会）と称し、事務所を川崎市立宮内中学校におく。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

1. 学校の教育環境の整備充実に協力し、教育目標の推進に努め、教育効果の向上をはかる。
2. 家庭と学校の連絡を緊密にし、青少年の補導と訓育に協力する。
3. 会員の教養を高め、相互の親睦を図るとともに、会員の慶弔等に関する事項を行う。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は、学校・教育委員会と学校問題につき協議し、その活動を助ける。しかし、学校の管理及び人事に干渉しない。

第5条 本会は、他の団体の支配や干渉を受けない。

第6条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。

第4章 組 織

第7条 本会は、川崎市立宮内中学校に在籍する生徒の保護者および教職員をもって組織する。

第5章 会 計

第8条 本会の経費は、会費及び事業収益その他をもって支弁する。

第9条 会費は、年額3,600円とする。

第10条 本会の資金及び財産は、第2条の目的の遂行以外に支出してはならない。

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 会員慶弔については、慶弔金を贈り慶弔意を表すものとする。

第6章 役 員・会計監査

第13条 本会の役員・会計監査は、下記のとおりとする。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 若干名（保護者）
3. 会 計 若干名（保護者と教員）
4. 書 記 若干名（保護者と教員）
5. 区P担当 1名（保護者）
6. 会計監査 2名（保護者）

第14条 役員・会計監査の任期は、1年とする。しかし後任決定までは、任期を延長するものとし、また再任を妨げない。

第15条 役員・会計監査は、書面・Web総会の承認を得て決定する。

1. 役員候補者は、指名委員会で指名し、書面・Web総会をもってその候補者氏名を全会員に通告する。

第16条 役員・会計監査の任務は、下記のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
3. 会計は、総ての金銭の収支を明確に記載し、年度末において決算を報告する。
4. 書記は、会議の議事を記録し、事務をつかさどる。
5. 中原区PTA協議会担当（以下区P担当という）は、区Pとの連携をはかり、他校の取り組み状況を役員会等で報告する。
6. 会計監査は、年度末における本会の会計を監査し、総会で報告する。

第7章 総会

第17条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。

第18条 総会は、必要に応じて開催する。また、状況に応じては、書面・Webにて総会を開催することもできる。

第19条 総会の日時および議題は、3日以前に通告する。

第20条 総会は、会員数の5分の1（委任状を含む）以上をもって定足数とする。書面にて開催の場合は書面表決書の提出者、Webにて開催の場合は電磁的方法（電子メール、Googleフォームなど）での回答者を出席者とみなす。また議決は出席者の過半数の同意による。

第21条 緊急の事態により、総会を開催できないときは、役員会において仮決定を行い、次の総会でその経緯を報告して、その承認を得なければならない。

第8章 委員会

第22条 実行委員会は、原則として役員、委員長、副委員長、教員代表2名（書記）及び校長、教頭をもって構成する。

第23条 本会に各学年委員会、成人委員会、校外委員会、広報委員会、指名委員会をおくことができ、それぞれ次の事項を分掌する。

1. 学年委員会は、各学級や学年の親睦と交流を深める活動を行う。
2. 成人委員会は、会員の教養を高め、社会教育の振興に協力し、会員相互の親睦をはかり、また生徒、会員の保健、安全に関する活動に当たる。
3. 校外委員会は、家庭と学校の連絡を図りながら校外での青少年の補導育成に当たる。
4. 広報委員会は、会員、地域への情報の伝達、連絡等にあたり、会員意識の向上をはかる。
5. 指名委員会は、次年度の役員候補者を指名し、全会員に通告する。

第24条 各委員会は、委員長、副委員長、委員および委員会の顧問（教員）をもって事業を推進する。

1. 委員会は、保護者から立候補を募り、委員を決定し構成する。
2. 委員長および副委員長は、委員の中から互選する。しかし、互選することができない場合は、それに代わる者でも構わない。
3. 指名委員会は、原則として本委員会以外の委員3名以上（保護者2名と教員）で構成する。

第25条 各委員会の事業計画については、合同委員会にはからなければならない。

第26条 特別委員会は、特別の任務遂行のため、実行委員会がこれを設け、任務完了と共に解散する。

第9章 改正

第27条 本会則は、総会において出席者の3分の1以上の賛成決議により改正することができる。しかし、会則改定の提案は前回総会又は、書面・Web総会においてその内容を告示し、または通告しておかなければならない。

〈附 則〉

昭和36年	9月26日	制定
昭和38年	5月 2日	一部改正
昭和41年	4月27日	一部改正
昭和49年	3月22日	一部改正
昭和57年	3月24日	一部改正
昭和60年	3月22日	一部改正
昭和63年	4月23日	一部改正
平成 元年	4月29日	一部改正
平成 9年	5月 7日	一部改正
平成10年	3月 7日	一部改正
平成13年	3月 3日	一部改正
平成15年	5月 8日	一部改正
平成16年	5月12日	一部改正
平成26年	12月 3日	一部改正
平成30年	5月 2日	一部改正
令和 2年	5月29日	一部改正
令和 3年	5月26日	一部改正
令和 4年	5月 6日	一部改正
令和 5年	5月 2日	一部改正